

## 教育長定例記者会見 会見録

日時：平成31年1月28日 14時00分～

場所：教育委員室

### 発表項目

- ・懲戒処分について（発表）

### 質疑事項

- ・発表項目について
- ・麻しんについて

### 発表項目

（教育長）本日の定例会において、教職員の懲戒処分に係る審議を行い、盗撮を行った高等学校教諭を免職、わいせつ行為を行った中学校教諭を免職、旅費を不正に受給した特別支援学校長を停職6月、交通事故を起こした高等学校講師を減給10分の1を1月、飲食店でアルバイトをしていた外国人児童生徒巡回相談員を減給10分の1を1月、本日付けで懲戒処分を行いました。また、特別支援学校長の事案については、管理監督責任として、教育長に対して、知事から文書注意を受けました。平成27年度、29年度、30年度の副教育長、教職員担当次長に対して、厳重注意を行いました。事案の概要については、1時間ほど前に配付させていただきました資料のとおりです。懲戒処分に係る詳細につきましては、このあと、教職員課から説明をさせていただきます。全庁をあげてコンプライアンスの向上に取り組んでいるなか、今年度、教育委員会において不祥事が相次ぎ、児童生徒、保護者をはじめ県民の皆様の信頼を大きく裏切る行為であり、深くお詫び申し上げます。本当に申し訳ございません。教育委員会では、服務規律確保の通知や各種研修により、不祥事防止に取り組んできました。しかし、不祥事が相次いでおり、個々の不祥事の原因の分析とその対応策を検討すること、県立学校においては、県立学校長が不祥事根絶のために、学校として具体的にどうしていくのか、教職員とともに考え、取り組んでいくことが必要であると考えます。そのため、県教育委員会においては、別紙のとおり、不祥事の根絶に取り組むこととします。報道発表資料の別紙「県教育委員会における不祥事根絶の取組について」をご覧ください。（1）です。過去の不祥事について、いつどのような対応をとれば回避できたのか、不祥事のきっかけを見極めてその原因を探るとともに、その対応策について、検討します。（2）です。規律違反は、「通知・取組は知っていたが、これぐらいなら大丈夫と思った」等の意識のもと、非違行為を繰り返す事案が起きています。このため、各校長が、各学校の実態に応じて不祥事防止策を策定し、自ら律していく取組が必要です。校長は、「信頼される学校であるための行動計画」として、自校の不祥事根絶に係る取組を2月中に策定することとします。この行動計画は、校長が自ら考え取り組むもので、職員会議等で議論し策定します。PTA総会、学校評議会等において外部に対しても説明し、取り組んでまいります。行動計画の取組状況については、県教育委員会が校長との面談の場を用いて確認していくこととします。（3）です。初任者研修において、教

員になるにあたっての決意や心構えを記載したレポートを提出し、年次別研修において、自らの行動を振り返ることとします。(4)です。管理職の選考試験において、教職員の人材育成への取組について事前論文を提出し、新任の管理職研修で振り返る機会を設けます。

(5)です。ストレスチェック等を面談で活用するとともにこまめな声掛けを行い、必要に応じて専門機関等と連携して、職員を支援していきます。(6)です。県立学校長会でワーキンググループを立ち上げ、不祥事の防止策を検討します。(7)県立学校の校長の出張旅費については、出張前及び出張後に、校長以外の者が確認を行う仕組みをつくってまいります。不祥事を根絶するために、これらの取組を進め、失われた信頼を回復したいと考えております。先ほど申し上げましたように、本日の職員の懲戒処分に係る説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(教職員課)記者発表資料の概要に従って説明をさせていただきます。1件目、商業高等学校 教諭 古保 達也の事案からでございます。まず、処分の公表にあたり、被処分者については、職名、性別、年齢までの公表としていますが、懲戒免職処分であって、事案が重大な法令違反や非違行為に該当し、逮捕、起訴等に伴う報道発表等で被処分者の氏名が明らかになっている場合は、その悪質性や、社会への影響を鑑み、氏名を公表することがあるとしています。今回の事案については、被害者の権利利益を不当に侵害する恐れがないことなども考慮し、氏名の公表を行ったものです。では、事案の概要を説明します。

10月18日、盗撮により、公衆に著しく迷惑をかける、迷惑防止条例の違反の容疑により逮捕された教諭の事案です。資料にありますように、9月17日に1回、10月6日の9時30分及び10時頃に1回ずつ、計3回の行為を行ったものです。いずれも、スマートフォンの動画撮影機能を用いて、10代女性のスカート内を盗撮しました。10月6日の逮捕案件は女子高校生とのことですが、他の2件の被害者の職業等の詳細はわかりません。この教諭は、仕事におけるストレスがたまっていた、酒に酔っていたため詳細は覚えていないが、酔った勢いで行為を行ったと申しております。また、勤務校の生徒を含め、他に盗撮は行っていない、盗撮以外のわいせつ行為も行っていないとのことです。この9月17日の件及び10月6日逮捕されたとき以外の件について、津簡易裁判所から罰金60万円の命令を受けました。なお、逮捕案件については不起訴処分でした。続いて、公立中学校 教諭によるわいせつ行為の事案について補足いたします。事案については資料にありますように、29年度、公立中学校の男性教諭が生徒に対して行ったわいせつ行為が、平成30年秋に事案が発覚し、本日懲戒免職処分を行ったものです。この事案については、保護者は、被害生徒が事案について思い出すことにより、被害生徒に大きな影響があることを心配しています。また、被害生徒及び保護者は、事案との関係を周囲の人に知られてしまうことを心配しており、公表について配慮を強く求めています。こうしたことから、被害生徒への配慮を最優先に考え、被害生徒に関することや、事案の内容等についての公表は控えさせていただきます。次に、3件目の三重県立かがやき特別支援学校 校長による旅費不正受給の事案についてでございます。1月11日に事案の概要を公表させていただきました。重なる部分もありますが、お話しさせていただきます。資料には、氏名等の記載はありませんが、確認すれば特定できますので口頭で言わせていただきます。あずま なおやと言います。「あずま」は、東西南北の東です。「なおや」は、直角の直です。

「や」は、「なり」という漢字で、東直也です。この者は、27年度、29年度、30年度に、合計17件、22,770円の旅費を不正に請求しました。詳細は内訳にある通りですが、出張を行わなかったにもかかわらず取消をせず受給したものが5件、旅行命令とは異なる発着地の出張を行い、これも変更せず多く旅費を受給したものが12件ありました。校長は、旅行命令と実際の行程とが異なった場合、その都度、旅行命令の修正や取り消しをしなければならないという意識よりも、これくらいの金額ならよいのではないかという考え方があったということです。罪悪感があったものの、修正や取り消すことなく旅費を申請しました。この不正の事実を本人は認め、平成31年1月4日、不正に受給した22,770円と利息を返金しております。なお、校長は本日付けで辞職しました。次に、県立上野高等学校 講師の交通事故の案件です。昨年9月25日午後7時頃、勤務校から帰宅するため、自家用自動車を運転していた際、事故を起こしました。鈴鹿市内の県道交差点を右折する際、横断歩道上を歩いていた女性に気付くのが遅れ、ブレーキを踏んだが間に合わず、自車の右前部を女性に接触して転倒させ、全治約2か月の負傷を負わせました。周囲が暗く、対向車線に右折を待つ車がいたため、その奥から直進する車両が来ないか気をとられ、横断歩道を渡っている女性の確認が遅れたとのこと。このことにより、60日間の運転免許停止の行政処分を受けるとともに、鈴鹿簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受け、すでに納付しております。最後の1件でございます。小中学校教育課において勤務する外国人児童生徒巡回相談員のアルバイトの案件です。外国人児童生徒巡回相談員とは、学校の要請に基づいて学校を訪問し、日本語でコミュニケーションをとることができない外国人児童生徒の学習支援、学級通信などの翻訳、保護者と学校の先生との面談の通訳を行っています。この事案は、飲食店でアルバイトをしているとの匿名のメールが県教委に届いたことから発覚したものです。勤務は平日の夕方及び土日で、この中で毎月の報酬は平均で3～4万円程度です。勤務時間中に休暇を取得して勤務したことはありません。本人はアルバイトを行ってはいけないと知りながら、家計が苦しいこと、アルバイトは勤務時間外に行ったものであること、巡回相談員の業務を一生懸命取り組んでおり、児童生徒や学校に迷惑をかけていないとの思いから、アルバイトを続けていたと供述しています。以上が、補足の説明です。よろしく申し上げます。

### 発表項目に関する質疑

(質) 2件目の公立中学校の教諭の案件なんですが、生徒に思い起こさせることが心の負担になるということはわかりました。それで、年齢を公表することが生徒に対して思い起こさせ、心の負担になるとは思えないんですが、年齢も公表できない理由は何なんですか。

(答 教職員課) 年齢は40歳代でございます。

(質) 地域も公表できないんですか。

(答 教職員課) 地域は公表を控えさせていただいております。

(質) 案件についての簡単な概要もできないんですか。

(答) はい。

(質) 同じ件なんですけど、今回量が多いな、5人の懲戒処分が多いなと。2つ目のやつなんですけど、懲戒処分でも免職になると教員免許も失効となって、オープンになります

よね、名前とか結局最終的には。それなのになんでこういう風に伏せているのかなというところがあるんですけど。

(答) もしかしたらいろんな事案をたどっていけば、そういうのに当てはまることにはなるのかもしれない、おっしゃる通りだと思います。我々としては被害生徒のことを考え、先ほどおっしゃっていただいた地域とか、どんなことがあったかという概要等は被害生徒に配慮して公表を控えさせていただいているところでございます。

(質) 私、他の都道府県でも同じような事案をいっぱいやってるんですけど、結局こういうふうの実名が出ないことがある種の教育現場の心の持ち方に影響があるのではないかと思うんですけども、そういうところっていうのは、今検討されてるんですか。教育長どうですか。

(答) 確かにおっしゃる意味も分かるんですけど、私たち教育に携わるというか、子どもたちをお預かりしている中で、子どもの思いもありますので、それを最優先させていただいたとき、この時点においては公表を控えると、それを優先させていただきたいというふうに思います。

(質) 被害にあった生徒は性別も言えない。

(答 教職員課) 女子生徒でございます。

(質) 教え子かどうかというのはちょっと。

(答 教職員課) 申し訳ないです。

(答) 家族の強い要望もございまして、それはご理解いただきたいと思います。

(質) ただ、現場的には先生が1人学校からいなくなるわけですから、それはまあわかるんで、皆さんのスタンスもよくわかるんですけども、再発防止とか啓発とかを掲げる中で、こういうのはしっかり対応された方が良いかなと思います。

(答) ありがとうございます。

(質) 自身が勤める中学校の生徒ということでよろしいですか。

(答 教職員課) 申し訳ないです。そこは本当に控えさせていただくところでございます。

(質) 去年秋に発覚というのは家族から通報があったということですか。

(答 教職員課) 通報があった、相談があったのは事実ですけども、誰からというところは控えさせていただきます。

(質) 警察沙汰とかにはなっていないんですか。

(答 教職員課) 逮捕はされておられません。

(質) 2点目の生徒は女子生徒で、中学生という理解でいいんですよね。

(答 教職員課) 申し訳ございません。そこはちょっと。女子生徒は間違いございません。

(質) 5点目の外国人児童生徒巡回相談員、立場としては県教委のどういう職員さんなんですか。

(答 教職員課) 立場としては、期限付き講師という立場、いわゆる講師さんです。学校に籍はあるんですけども、県教育委員会に来ていただいて、そこからいろんな学校に派遣して、先ほど申し上げました、日本語が得意でない方にいろいろ指導したりということをさせていただいています。

(質) 非正規の職員さん。

(答 教職員課) 非正規の職員でございます。

(質) 日本の方なんですか。

(答 教職員課) 国籍が今どちらかは、私そこまでは把握しておりませんが、外国語が堪能な方でございます。

(質) 5点目は外部からの情報提供があつてということですよね。

(答 教職員課) その通りです。

(質) これで今年度の職員の処分、何回か発表いただきましたけども、種類別と人数を教えてください。

(答 教職員課) 人数は今回を含めて11件でございます。

(質) 種類別を。ようするに免職、停職、減給。

(答) 免職が3件ございます。

(質) 今日含めて？

(答 教職員課) 今日含めてです。停職が4件ございます。減給が4件ございます。

(質) もう一度教育長の口から説明してほしいんですが、2件目の教諭の年齢を公表することがどういう影響を及ぼすとお考えなんですか。

(答) 少しでも被害生徒の心情を鑑みたときに、教諭につながるような単語は用いない方が良く判断しているからです。

(質) であるならば、わいせつな行為をしたということ自体がそれにつながりますよね。年齢を公表することによって、そこまで変わるものなんですか。生徒に対してわいせつな行為をして懲戒免職にしますというところが出ていて、公立中学校の教諭というところが出ていて、年齢を公表することがそこまで影響を及ぼすことなんですか。

(答) 少しでも少なくしたいと。わいせつ行為があつたというのは事実でございますので、教育委員会としては子どもの心情を鑑みて、そこまでなら言ってもいいというところを基準というか自分たちでそういうふう判断させていただきました。

(質) 年齢というのはそんなに引かかることなんですか。

(答) そうですね。年齢は何歳代っていうことまではわかりませんが、被害生徒にはどこのわいせつ行為っていうのはこの文面だけではひよつとしたらわからないかもわかりませんが、何歳ということを聞いたときに、思い出すかもしれない。そういうことを想定しているからです。

(質) 40歳代って言っていて、子どもがその先生が42なのか43なのかって理解していて、そんなに違いますかね。常識的に考えて。

(答) そのように考えています。

(質) わいせつな行為を受けた女子生徒は、10代でいいのか。

(答 教職員課) はい。

(質) 昨年秋に、県教委として把握したことでいいか。

(答 教職員課) はい。

(質) 把握して、その後は、公立中学校の男性教諭は何をしていたのか。

(答 教職員課) 休暇を取っています。

(質) 発覚した直後から、向こうから休暇を取ると話があつたのか。それともこちらから休ませたのか。

(答 教職員課) 休暇は自身の申請であります。

(質) 本人もこれらの行為を認めているか。

(答 教職員課) 本人は認めています。

(質) 何か理由等は話しているか。具体的なことは言えないと思うが、言える範囲で構わないので反省の弁とか。

(答 教職員課) 反省の弁としては、本人は、私のあつてはならない行動により、ご本人、ご家族の皆さま、保護者や地域の皆さま、教育委員会関係者の皆さま、県民の皆さまに多大なご迷惑をおかけしたことを、深く反省しています。申し訳ありませんでした。このように述べています。

(質) 県内の女子生徒でいいのか。

(答 教職員課) はい。県内です。

(質) 発覚は去年の秋ということは、わいせつ行為は2017年度に行われたのか。

(答 教職員課) はい。

(質) 女子生徒と男性教諭は面識はあったのか。教え子かどうかは別として面識はあったのか。

(答 教職員課) はい。

(質) 一度ですか。

(答 教職員課) 回数についても控えさせていただきます。

(質) 懲戒免職3人というのは、最近では多い数字か。

(答 教職員課) 多いです。

(質) 三重県教育委員会は組織として、或いは風土として、何らかの問題があると、組織自体に先生方の問題行動に、確率的にも必ずおかしい人間はいるが、ちょっと多い気がするんですが。組織の中に問題があると、風土なのか、人間関係なのか、よく分からないがそういう認識はお持ちでしょうか。

(答) そのこのところももちろん考えておりまして、それが(2)のところに書いてあるように、これまで教育委員会は何かあると対処療法的に、飲酒運転があったとしたら、なぜ飲酒運転をしたのかや、リーフレット配ったり、その都度一生懸命に通知したり検証したりしてきました。やはり、そういうご意見があるというのも事実でありますので、学校ごとに校長がこういう風に取り組もう、それとそれについて、教職員とともに職員会議で語り合いながら、それぞれの職員が自分事として不祥事を捉えると、そういうことを意識付けも含めて(2)のような行動計画を策定しようと考えたところでございます。なのでおっしゃるように風土というか、そういうことはあるんじゃないかなという考え、組織としてというのはございます。どうしても他人事のようにというか。

(質) そういうことじゃなくて、やっぱり多いよね。

(答) 絶対数としてっていうことですね。

(質) そう。組織に問題があるんじゃないかという認識をお持ちなのか、お持ちじゃないのかということを知ったかっただけです。

(答) それは前の障がい者雇用率のところとかいろんなところでも考えたところですが、やっぱり教職員という仲間、私たちも同じように、事務も同じなんですけど、いろんなご意見も聞きますのでそれは否定できないことだと思っております。自分たちの一般常識と

というのが社会では常識でなかったり、これがそうだ、あれがそうだということではないんですけど、それは事実だと思いますので、そういうふうにもとらえております。

(質) 別紙でまとめてらっしゃる再発防止の中で、「(新規)」って入ってるのと入ってないのとありますよね。入ってないのは従来からやってたものですか。

(答) そんなことはないです。例えば、(1)、(2)に新規と書いてあって、(3)に、これも今までもレポートとかも出しているんですが、その中に教員になるにあたっての決意・心構えをきちっと記載するとか、管理職についても論文は提出させていたけれども、こういうことについてどう思うかというようなことを新たにきちっとさせるとか、そういう内容的な面では新しいものになっております。(5)のストレスチェックもやってますし、面談もやっておりますけれども、その時にもっとこまめに声掛けを行ったり、本当に悩んでいてそういう不祥事に至ったのではないかと、そこをもっと聞き取ろうと。そういう意味合いでは新しいところが全部入っている。内容的にですね。そういうふうにご理解いただければと思います。

(質) 6番の再発防止策のことなんですけれども、どれくらいの規模の枠組みになるんですかね。

(答 教職員課) 校長会の中で、何人というわけではないんですけれども、こういうグループをあげて、先日も1回目の会議をしたという話は聞いておりますけれども、今後その人数がどれくらいになるかというのは、またその中で決めていくという話を聞いております。

(質) もう立ち上がっているということですか。

(答 教職員課) そうですね。1回目の会議は開いて、今後の方向とかですね、どういうメンバーでやっていくとかっていうのを相談したと聞いております。

(質) ちなみに1回目はいつですか。

(答 教職員課) 1回目は1月24日です。

(質) それは対応策の検討であるとか、こういうのは何らかの形で、2番についてはPTA総会や学校評議会において外部に説明するとありますが、例えば1番の対応策を年度末までに検討した結果を公表するというようなお考えはあるんですか。

(答) もちろん、本当に根っこから変えていかなければならないことばかりですので、議会等の場でも報告をしなければいけないかなと、今ですね、そう考えているだけで、大々的にこうこう載せるとか、そこまではまだ自分の中では決め切っていないところです。どのような内容ものになるか、今その分析に一生懸命ですので、どのような形で、例えば、そのことについても外部の方のご意見を聞いたりしなければいけないかなというふうに思っておりますので、本日においては、こういうことをするというので、すいません、ご理解を頂ければと思います。言われるように、誰かに他の意見を聞くということも必要かと思いますが、それから考えていきたいというふうに思っております。

(答) 議会の委員会までに、何かが出来上がるかどうかというのも、ちょっと日程的に不明なところがございますので、そこを斟酌いただけると助かります。

(質) 古保さんについては、特に途中で住所を大阪の方に移してましたけれども、本人からはずっと休職してたとか、どういう状況にあったんですか。

(答 教職員課) もともと県内にお住まいでしたが、これは実家と聞いております。今、休んでいるところですけども、その間実家に行っているということで、この住所になっております。

## その他の項目に関する質疑

### ○麻しんについて

(質) 公立学校ではしかの感染がありましたけれども、県教委として現状をどうとらえていらっしゃるかと対策について教えてください。

(答) 麻しんの患者が増えているということで、市町の教育委員会と、それから業務感染症対策課といろいろ連携をしながら、市町教育委員会の方にも情報提供をして、連絡をしております。内容としては、ワクチンの未接種者への接種勧奨を行うこと、それから、こういった麻しん対策のガイドラインがあるんですけども、ガイドラインに基づいて感染拡大防止の取組を行うことなどについて連絡をしております。それで、1月25日も市町の教育委員会担当者の会議がありましたし、30日には県立の校長会がございますので、そういうときについても先ほど申し上げましたような内容を徹底させていくということにしております。

(質) 把握している中で、県立の学校での感染が広がったと、いくつだと認識されていますか。何校ではしかの感染があったと。

(答) 数校あったというふうに担当からは聞いております。書面上はたぶん何校と知っていたかと思うんですが、私の認識の中では、数校あるというふうに認識しています。

(質) 教員が感染した例っていうのはそちらでは把握されていますか。

(答) 県立学校の教員がですか。

(質) 県立及び公立で。

(答) 報道発表資料で今43人だったと思いますが、それを見させていただいているということに尽きます。津市の状況というのもいろいろ担当の方から、津市教育委員会とか、津で研修会があったとか、そういう状況については把握しておりますが、すごく細かいところまでは申し上げられないですが。

(質) ワクチンの接種勧奨なんですけど、県がお金を出してというところまでは。

(答) それはしていません。今のところそういう決定もしてありません。

(質) 教員になるためにそういった予防接種の有無っていうのは特にないんでしょうか。

(答) 採用ということですね。

(答 教職員課) ございません。

(質) あったほうがよくないですか。

(答 教職員課) それをもって、受験資格の1つとするということは今のところ考えておりません。

(答) 私も報道で知ったんですけども、津市が支援するみたいな報道があったということしか知らないんですけど、その関連のような形のご質問でよろしいですか。県が助成金を出してということは、教育委員会としては今のところ考えておりません。

(以上) 14時38分 終了